

別記様式（第8条関係）

特定委託業務共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次に掲げる業務を共同して営むことを目的とする。

（1）和歌山市発注に係る 業務（当該業務の内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

（2）前号に掲げる業務に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（主たる事務所の所在地）

第3条 当企業体は、主たる事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、委託契約の履行完了後3月を経過するまでは解散しない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表構成員の名称）

第6条 当企業体は、 を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第7条 当企業体の代表構成員は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、和歌山市、監督官庁等と折衝する権限並びに委託金を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について契約内容の変更があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、委託契約の履行に関し、和歌山市に対して負担する債務を併存的に引き受けるものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を
冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了のとき、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、構成員全員及び和歌山市の同意がある場合に限り、脱退することができる。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の後 日以内に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は、行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び和歌山市の同意により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対して、他の構成員は（他の構成員が2者の場合にあっては連名で）その旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第19条 代表構成員が脱退し、若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び和歌山市の同意

により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(企業体の解散)

第20条 当企業体が解散した場合においては、清算手続によらず、解散当時出資の割合が最大であった構成員につき第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第21条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約不適合があったときは、脱退又は除名された者を含め各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり 業務に係る特定
委託業務共同企業体の協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成の上、各通
に構成員が記名押印し、 通は各自所持し、写しを和歌山市へ提出するものとする。

年 月 日

特定委託業務共同企業体

代表構成員

印

構 成 員

印